

防衛大学校警備規程を次のように定める。

昭和30年10月7日

防衛大学校長 榎 智 雄

防衛大学校警備規程

改正 昭和40年4月1日防衛大学校達第3号	昭和55年6月7日防衛大学校達第4号
昭和57年7月26日防衛大学校達第3号	平成57年8月23日防衛大学校達第4号
昭和58年4月5日防衛大学校達第1号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成17年3月31日防衛大学校達第5号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成22年4月1日防衛大学校達第8号
平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
平成28年3月31日防衛大学校達第3号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

第1条 この規程は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の警備に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(警備区分)

第2条 警備を、平常警備及び特別警備に区分する。

(平常警備)

第3条 平常警備は、警備員による日常の警備とし、大学校の警備員の服務規程により行う。

(特別警備)

第4条 治安上不穏な徴候が認められるか、又は非常事態が発生したときは、特別警備を行う。

2 大学校又はその近傍に火災等の災害が発生し、特に必要があると認めるときは、前項を準用するものとする。

(発令解除)

第5条 特別警備の発令解除は、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の命により行われる。ただし、状況急迫し、直ちに学校長の命を受ける余裕がないときは、次級者がこれを行い、勤務時間外においては学生隊当直が発令がすることができる。この場合、速やかに学校長に報告し、じ後の処置の指示を受けなければならない。

2 前項の発令又は解除をした場合で、特に必要と認めるときは、防衛大臣にその旨報告する。

(措置)

第6条 特別警備発令の場合における措置行動の基準は、別表第1による。

(警備小隊の編成)

第7条 大学校の警備力増強のため、あらかじめ警備小隊を編成しておくものとする。その編成装備は別表第2による。

(学生の使用)

第8条 学生は、警備に直接使用しない。

(伝達及び警報)

第9条 警報の伝達は同時電話による。ただし、状況特に急を要するときは、拡声器による校内放送、車両用サイレン等を併用して警報する。

(指揮所)

第10条 特別警備発令時における指揮所は、原則として本館3階第5会議室とする。

(命令受領)

第11条 各学群長、各課長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長は、特別警備が発令されたときは、直ちに指揮所に命令受領者を差し出すものとする。

(警備小隊の任務及び行動要領)

第12条 警備小隊は、発令後直ちに指揮所(ただし、舟艇係は舟艇係事務室)に集合し、発令者の直接指揮下に入る。その任務、行動の大要は別表第3による。

附 則

この規程は、昭和30年10月7日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日防衛大学校達第3号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月7日防衛大学校達第4号)

この達は、昭和55年6月7日から施行する。

附 則 (昭和57年7月26日防衛大学校達第3号)

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則 (昭和57年8月23日防衛大学校達第4号) (抄)

この達は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日防衛大学校達第1号)

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛大学校達第8号）（抄）

1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成24年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

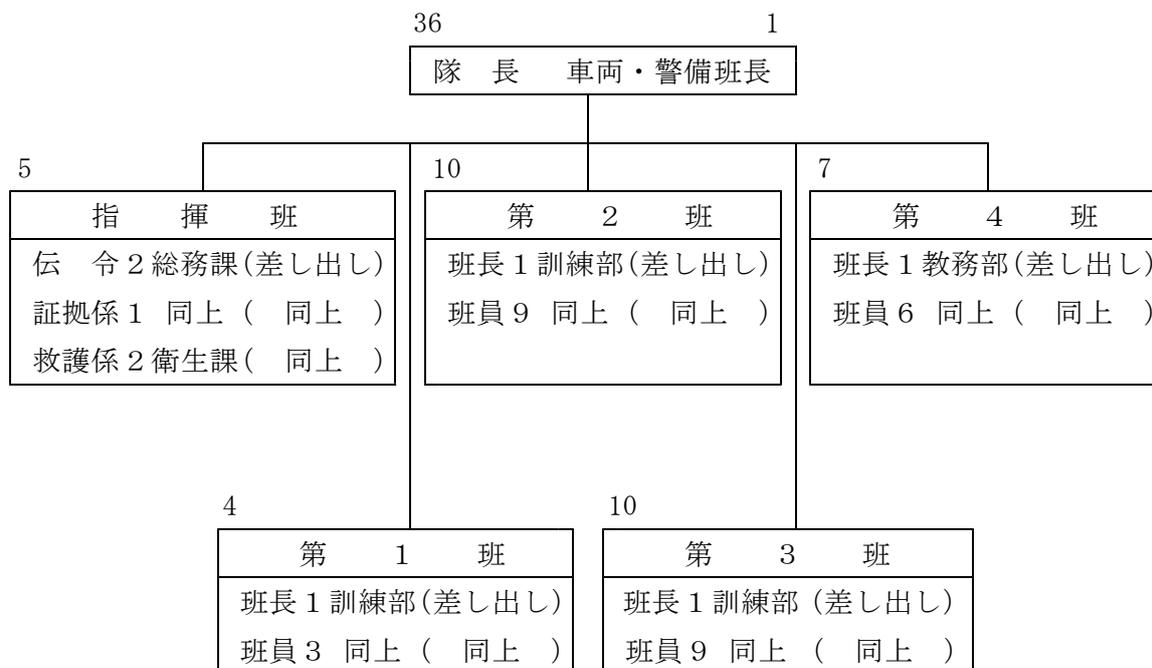
別表第1 (第6条関係)

特別警備における措置行動基準

所属		区分	特別警備
総務部	総務課		1 情報の収集 2 命令・情報の伝達 3 上級・隣接部隊への報告・通報 4 地方公共機関との連絡調整 5 自隊警備
	厚生課		1 国設宿舍の状況把握 2 自隊警備
	会計課		1 本館の直接警備 2 自隊警備
	管理施設課		1 施設の被害状況の把握 2 野外の照明設備 3 自隊警備
	衛生課		1 救護所の開設・運営 2 自隊警備
教務部	教務課		1 研究科学生の掌握、指導 2 自隊警備
	入学試験課		自隊警備
各学群			自隊警備
先端学術推進機構事務室			自隊警備
総合情報図書館事務室			自隊警備
訓練部	訓練課		1 走水海上訓練場の直接警備 2 資器材の貸し出し 3 自隊警備
	学生課		1 情報の伝達 2 自隊警備
	総括首席指導教官		1 各大隊に対する命令 2 自隊警備
	各大隊		1 自隊警備 2 状況により消防隊の編成と消火作業

別表第2（第7条関係）

警備小隊の編成装備（勤務時間内）

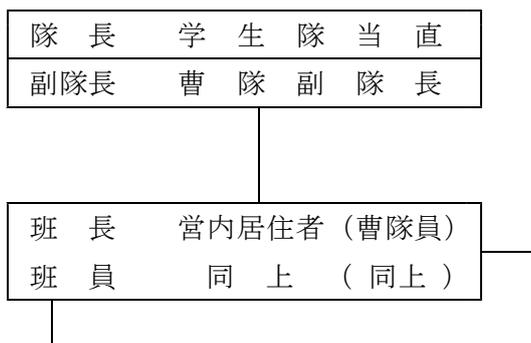


備考

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 編成 | <p>(1) 准尉、曹をもって充員する。編成要員は異動の都度総務課長に通報する。</p> <p>(2) 前号の通報は、教務部においては教務課長が、訓練部においては訓練課長が行う。</p> |
| 2 | 緊急集合場所 | 本館1階エントランスホール北側 |
| 3 | 連絡方法 | 口達又は校内放送による。 |
| 4 | 服装 | 随意 |
| 5 | 装備 | 携帯拡声器1、木銃所要数(指揮班で準備し一括携行する。)、化学消火器5(警備係が集合場所に急送する。)、懐中電燈所要数(警備係で一括携行する。)、トランシーバー6(警備係で準備) |

別表第2-2（第7条関係）

警備小隊の編成装備（勤務時間外）



備考

- 1 緊急集合場所 曹隊玄関前
- 2 服 装 作業服装
- 3 装 備

品名	数量	保管場所
木 銃	所要数	学校本部当直室
携帯拡声器	1	警備係
懐中電燈	7	器材庫
警 笛	4	同上
消 火 器	5	警備係
トランシーバー	6	同上

別表第3（第12条関係）

略

別表第3-2（第12条関係）

略
